

トラック業界における長時間労働の 抑制に向けた取組について

平成27年8月4日(火)

厚生労働省 福岡労働局

目次

労働時間を取り巻く現状(p1～5)

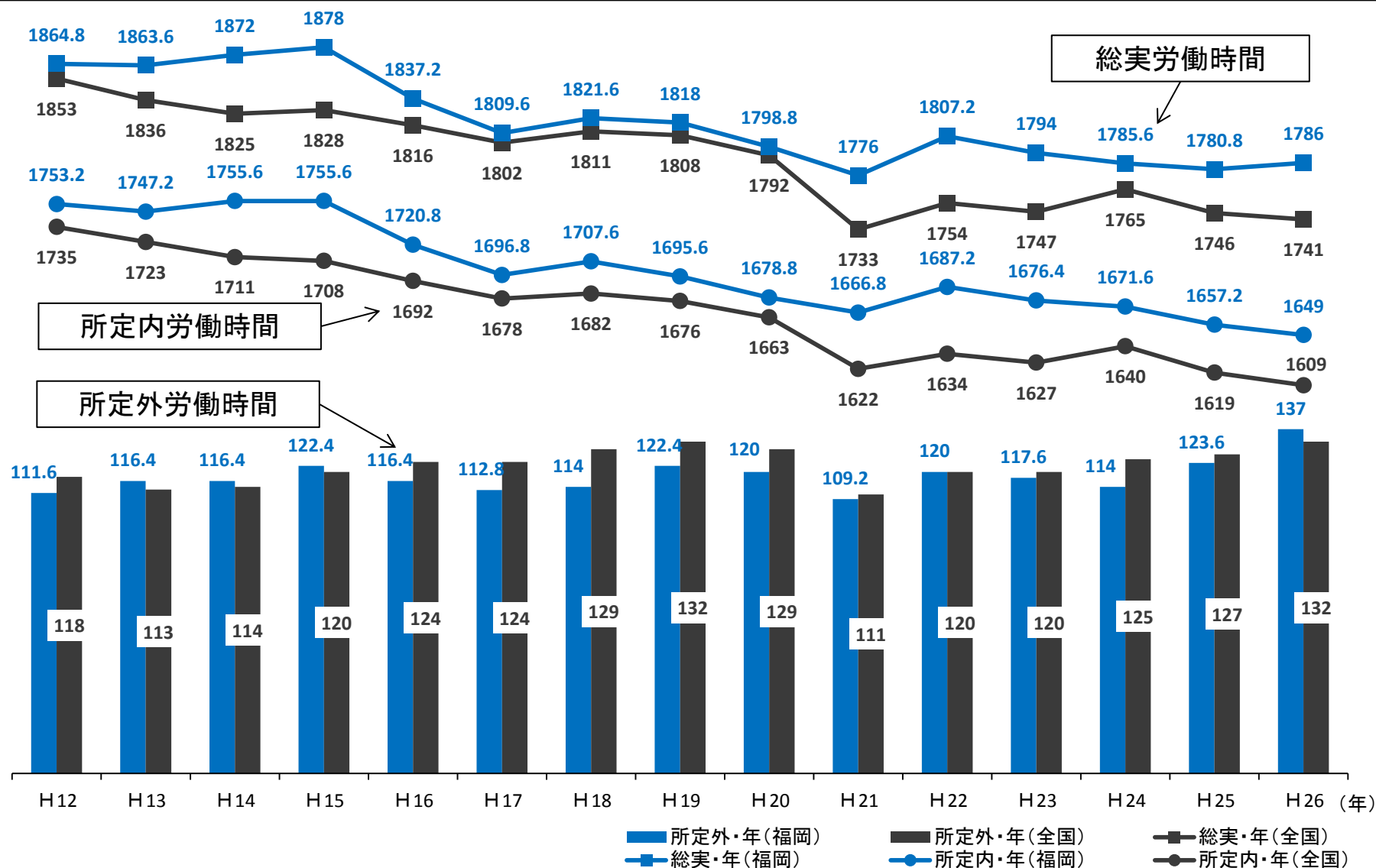
労働基準法の前回改正の検討規定・今回の改正案の内容(p6～12)

過労死の状況(p13)

トラック運転手の長時間労働対策(厚生労働省の取組)(p14～16)

年間総実労働時間の推移(パートタイム労働者を含む)

年間総実労働時間、所定内労働時間とも減少傾向で推移しているが、福岡県の方が全国よりも長くなっている。(平成21年の減少は、金融危機の影響で製造業を中心に減少したもの。)

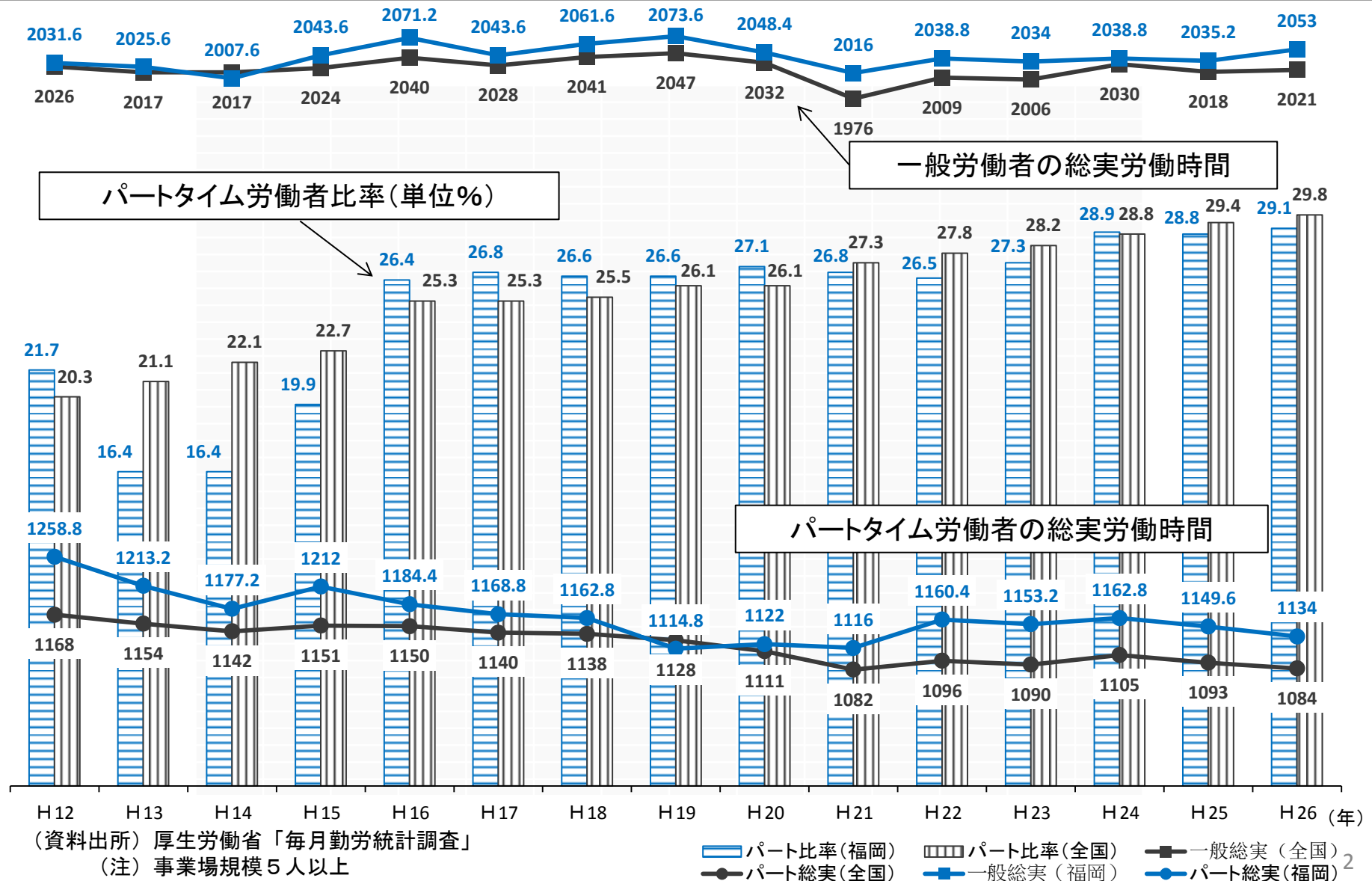


(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 事業場規模 5 人以上

就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

p1の図で年間総実労働時間、所定内労働時間とも減少傾向で推移しているが、パートタイム労働者比率が高まったことが要因である。一般労働者の総実労働時間は、依然として2,000時間台で高止まりしている。
また、一般、パートともに、福岡県の方が全国よりも長くなっている。



週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では17.0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
週60時間以上の者	639万人	476万人	490万人	474万人	464万人
	12.2%	9.3%	9.1%	8.8%	8.5%
週35時間以上 週60時間未満の者	3354万人	3227万人	3412万人	3327万人	3284万人
	64.0%	63.2%	63.7%	61.6%	60.5%
週35時間未満の者	1237万人	1385万人	1436万人	1568万人	1651万人
	23.6%	27.1%	26.8%	29.0%	30.4%
合 計	5243万人	5105万人	5359万人	5399万人	5432万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
30代男性で週60 時間以上の者	200万人	141万人	144万人	135万人 (124万人)	126万人 (115万人)
	23.8%	18.4%	18.2%	17.6% (17.2%)	17.0% (16.5)%

※ 資料出所：総務省「労働力調査」（平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く）

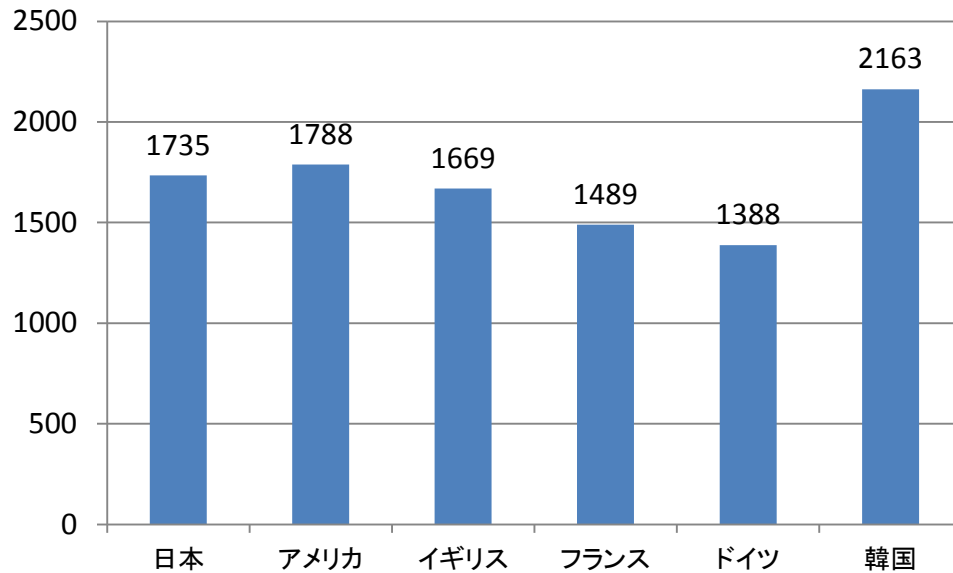
※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25、26年の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、時間外労働(40時間/週以上働いている)者の構成割合が高く、特に49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

○年平均労働時間

(時間)

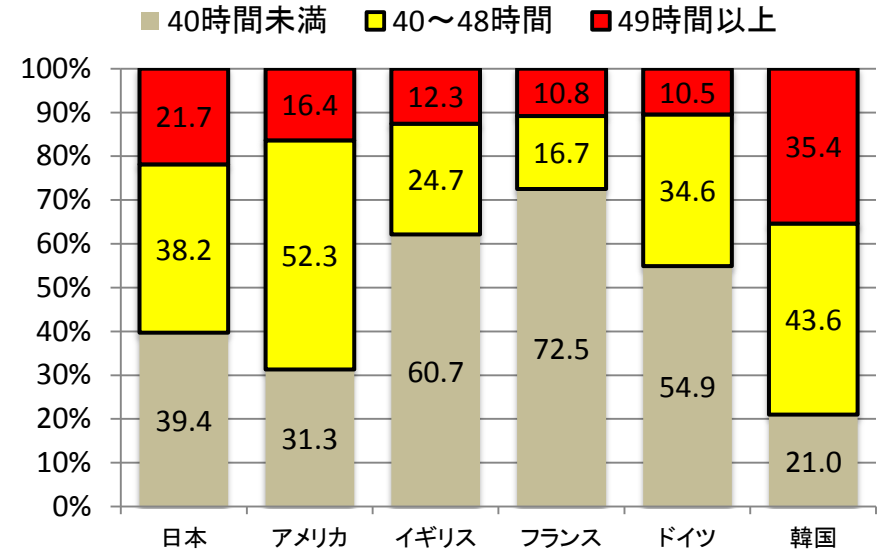


(資料出所)OECD「iLibrary」

<事務局注>

※ 年平均労働時間は、2013年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間(韓国のみ2012年)を示す。データは、OECD「iLibrary」(日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」)による。

○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



(資料出所)ILO「ILOSTAT Database」

<事務局注>

※ 長時間労働者の構成比については、2013年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す(韓国のみ2012年)。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本人は総務省「労働力調査」)による。

※ 就業時間不詳の者がいるため、計100%とはならない(日本、イギリス、フランス)。

運輸業の年間総実労働時間（過去5年）

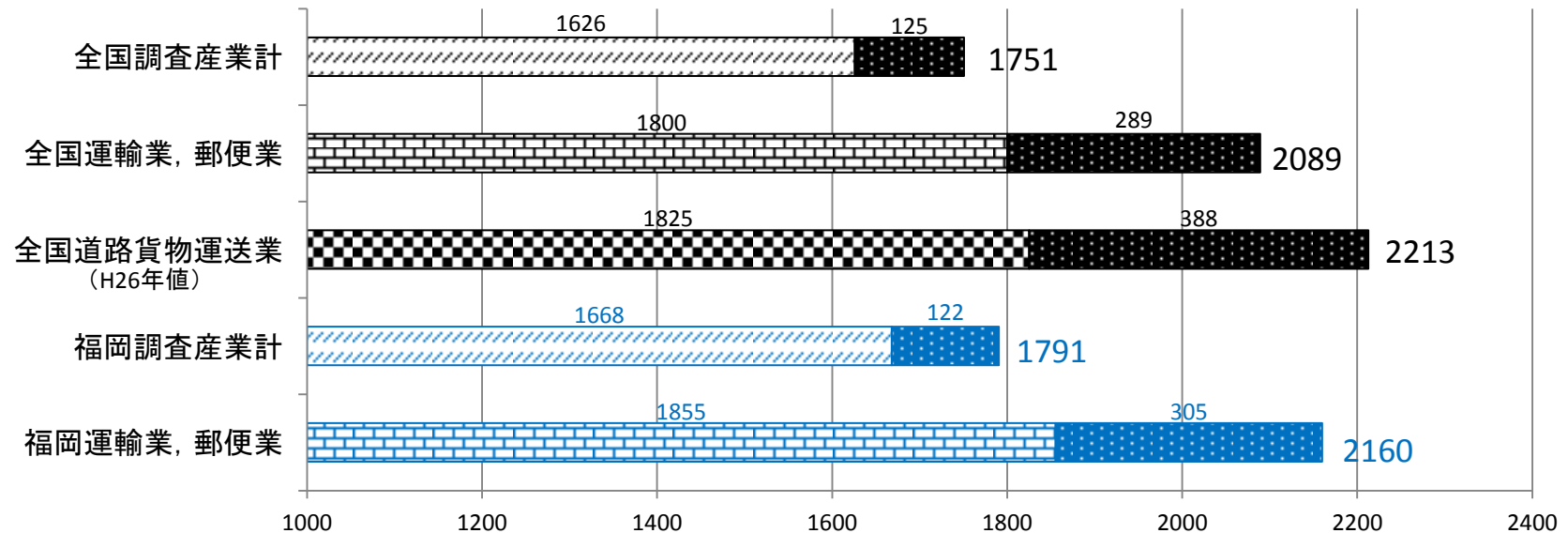
調査産業計の年間総労働時間では、全国・福岡県ともに年間1,800時間を下回るが、運輸業郵便業では所定内労働・時間外労働ともに100時間以上増加し、計300時間以上（福岡県では400時間近く）増加する。道路貨物運送業のデータは全国（平成26年）のみであるが、更に時間外労働が顕著である。

		22年			23年			24年			25年			26年		
		総数	所定内	時間外	総数	所定内	時間外	総数	所定内	時間外	総数	所定内	時間外	総数	所定内	時間外
全国	調査産業計	1754	1634	120	1747	1627	120	1765	1640	125	1746	1619	127	1741	1609	132
	運輸業・郵便業	2094	1813	281	2098	1810	288	2090	1805	286	2082	1796	286	2082	1777	305
	道路貨物運送業													2213	1825	388
福岡県	調査産業計	1807	1687	120	1794	1676	118	1786	1672	114	1781	1657	124	1786	1649	137
	運輸業・郵便業	2126	1850	276	2136	1840	296	2120	1848	272	2209	1884	325	2208	1855	353

（資料出所）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）事業場規模5人以上

過去5年平均グラフ



労働基準法の平成20年改正の際の検討規定

附 則 （平成20年法律第89号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

（検討）

第3条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法（以下この条において「新法」という。）第37条第1項ただし書及び第138条の規定の施行の状況、時間外労働の動向等を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第37条 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2～5 （略）

第138条 中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。

（注）下線は引用に際して付したものである。

中小企業及びその雇用者の割合(全国)

割増賃金率引き上げの適用が猶予されている中小事業主の範囲

- ◆ 中小企業に該当するか否かは、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者数」で判断。
- ◆ 事業場単位ではなく、企業単位で判断。

※中小企業基本法に定める中小企業の範囲とほぼ一致。

(中小企業基本法の中小企業に含まれない独立行政法人や協同組合等も中小事業主に含まれる。)

業種	資本金の額又は 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	または	300人以下

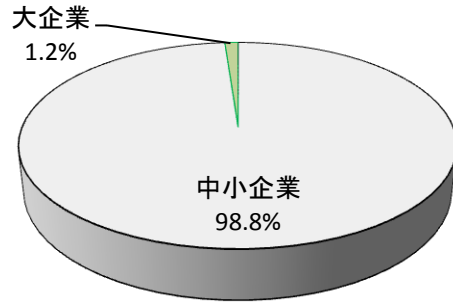
中小企業及びその雇用者割合(第1次産業を除く)

- ◆ 中小企業の割合: **99.7%** (約386.3万社のうち 約385.3万社)
- ◆ 中小企業の常用雇用者の割合: **62.7%** (約3,878万人のうち 約2,433万人)

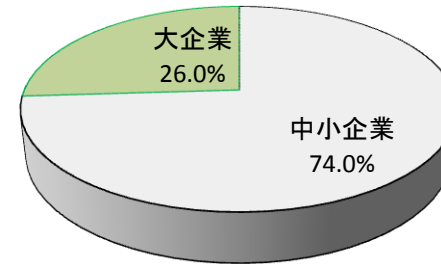
※ 資料出所: 平成26年中小企業白書(総務省調査「平成24年経済センサス」を再編加工した資料)

なお、「経済センサス」は、平成18年までの「事業所・企業統計調査」と比べ、一部変更されており、過去の同調査結果と単純に比較出来ないことに留意が必要。(例えば、平成16年事業所・企業統計調査における中小企業の常用雇用者の割合は71.0%。経済センサスでは、①商業・法人登記等の行政記録の活用、②会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等の変更が行われた。)

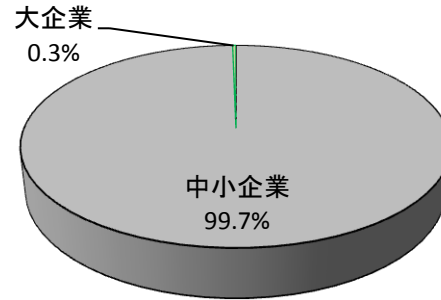
中小企業及びその労働者の割合



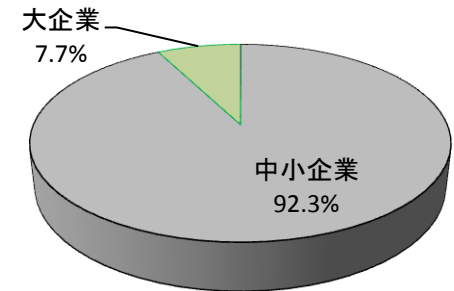
事業場構成、全国・全業種



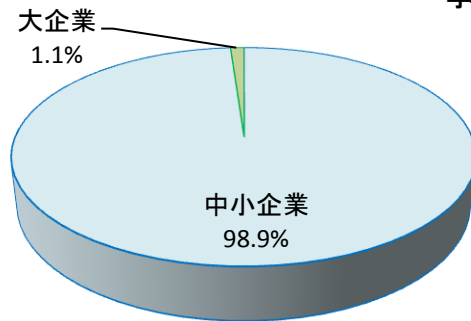
労働者構成、全国・全業種



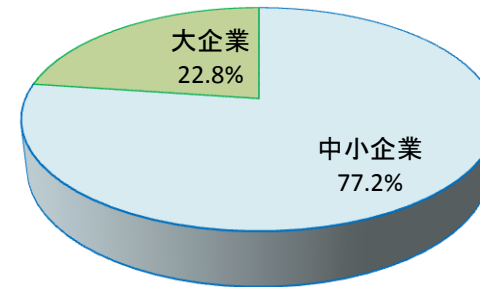
事業場構成、全国・道路貨物運送業



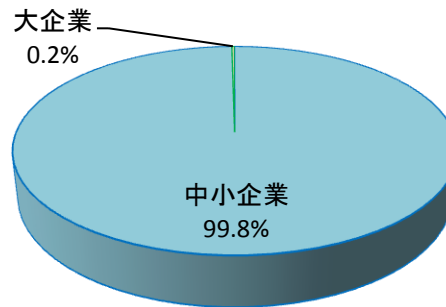
労働者構成、全国・道路貨物運送業



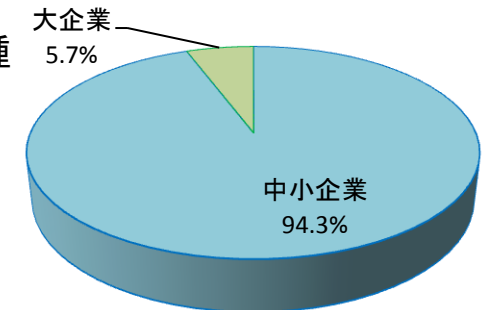
事業場構成、福岡県・全業種



労働者構成、福岡県・全業種



事業場構成、福岡県・道路貨物運送業



労働者構成、福岡県・道路貨物運送業

平成27年2月13日労働政策審議会建議
「今後の労働時間法制等の在り方について」(抄)

1 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

(1) 長時間労働抑制策

① 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることが適当である。
- 上記の環境整備を図りつつ、中小企業労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を5割以上とする労働基準法第37条第1項ただし書きの規定について、中小企業事業主にも適用することが適当である。
- 中小企業の経営環境の現状に照らし、上記改正の施行時期は他の法改正事項の施行の3年後となる平成31年4月とすることが適当である。

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- 使用者は、10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)

- 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

- フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

- 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日: 平成28年4月1日 (ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

改正案

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%



平成22年4月以降、当分の間適用猶予(3年後見直し規定あり)

	時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が 月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

→ 平成25年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数306件のうち、93件(30.4%)が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる(平成31年4月)。

1箇月の法定時間外労働の実績＜限度基準適用除外労働者＞

※ 各事業場における労働時間が「最長の者」及び「平均的な者」において、法定時間外労働が月60時間を超える事業場、月100時間を超える事業場の割合を示したもの

①工作物の建設等の事業

(単位: %)

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	12.9	2.0
大企業	38.4	6.5
中小企業	8.7	1.2

(単位: %)

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.7	0.0
大企業	18.9	0.2
中小企業	1.1	—

②自動車の運転の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	41.9	9.0
大企業	40.6	3.7
中小企業	42.2	9.8

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	13.1	0.6
大企業	11.7	0.0
中小企業	13.4	0.7

③新技術、新商品等の研究開発の業務

○最長の者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	19.1	3.0
大企業	24.7	4.8
中小企業	15.0	1.7

○平均的な者	60時間超	
	計	100時間超え
合計	3.5	—
大企業	3.9	—
中小企業	3.2	—

脳・心臓疾患労災認定占める自動車運転者の割合（過去3年）

全国では、長時間労働に起因した脳・心臓疾患労災認定事案のうち、約3割が道路貨物運送業の自動車運転者である。

福岡県内では、全国より10ポイント以上高い約4割を道路貨物運送業の自動車運転者が占めている。

脳・心臓疾患の労災補償状況

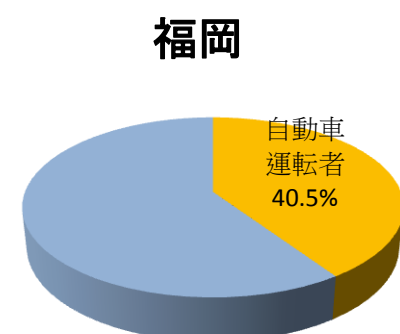
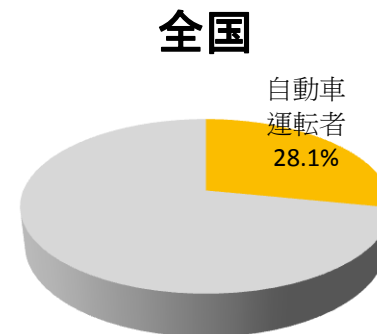
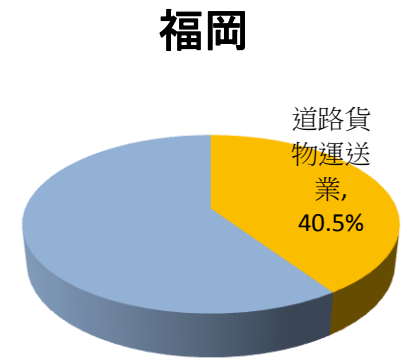
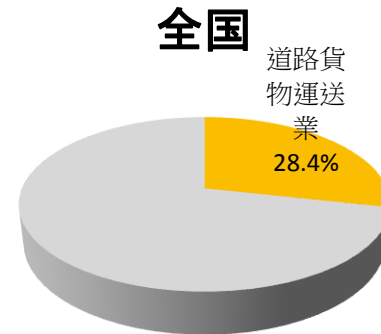
			24年度	25年度	26年度	過去3年計
脳・心臓疾患	請求件数	全国	842	784	763	2389
		福岡	26	37	29	92
	認定件数	全国	338	306	277	921
		福岡	16	13	8	37
うち死亡	請求件数	全国	285	283	242	810
		福岡	12	15	11	38
	認定件数	全国	123	133	121	377
		福岡	7	4	5	16

脳・心臓疾患労災認定事案に道路貨物運送業の占める割合

			24年度	25年度	26年度	過去3年間
全産業	認定件数	全国	338	306	277	921
		福岡	16	13	8	37
うち道路貨物運送業	認定件数	全国	91	94	77	262
			26.9%	30.7%	27.8%	28.4%
	認定件数	福岡	6	5	4	15
			37.5%	38.5%	50.0%	40.5%

脳・心臓疾患労災認定事案に自動車運転者の占める割合

			24年度	25年度	26年度	過去3年間
全職種	認定件数	全国	338	306	277	921
		福岡	16	13	8	37
うち自動車運転従事者	認定件数	全国	83	93	83	259
			24.6%	30.4%	30.0%	28.1%
	認定件数	福岡	6	5	4	15
			37.5%	38.5%	50.0%	40.5%



現行施策の例：中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成27年度予算額 221, 221千円

助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

<支給対象となる取組例>

- ◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新
- ◇労働能率の増進に資する機器等（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、自動洗車機等）の導入・更新
- ◇社会保険労務士によるコンサルティング

<助成額>

助成割合は助成対象の費用の最大3／4、最小1／2 上限額100万円

<実績>

平成25年度	299件（支給件数）	〔福岡2件〕
平成26年度	298件（申請件数）	〔福岡5件〕

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択（昭和54年）

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至っている。

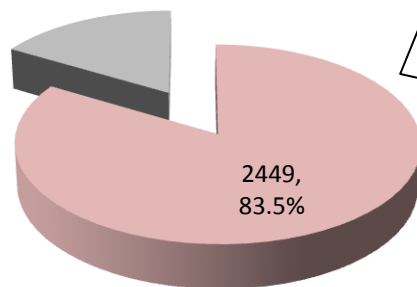
内 容

- 拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】トラックの場合、原則として1日13時間（延長する場合でも16時間）、1箇月293時間など
 - 休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】原則として継続8時間以上
 - 運転時間 トラックの場合、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間
 - 連続運転時間 トラックの場合、4時間以内
- ※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

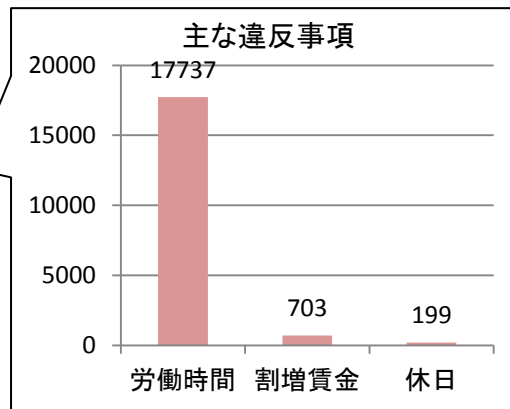
道路貨物運送業に対する監督指導状況（平成26年）

1. 全国状況（対象：2,933事業場）

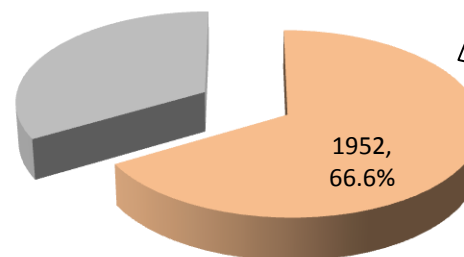
(1) 労基法等違反



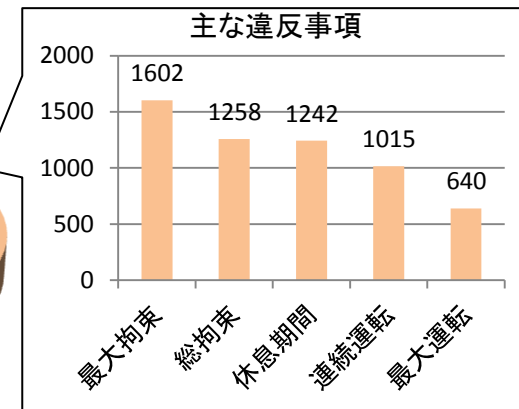
■ 法違反
■ 違反なし



(2) 改善基準違反

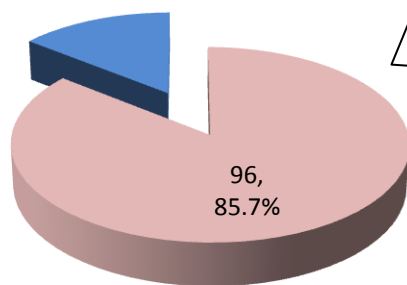


■ 改善基準違反
■ 違反なし

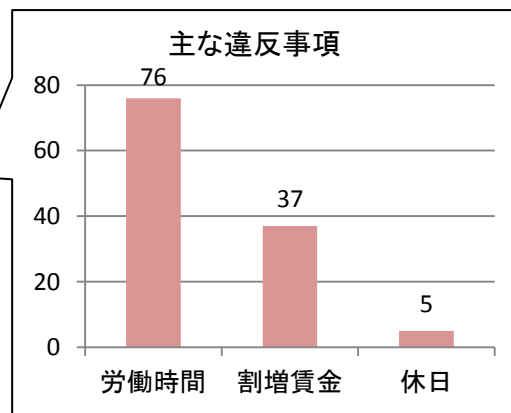


2. 福岡県内状況（対象：112事業場）

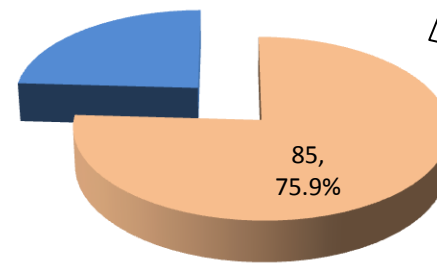
(1) 労基法等違反



■ 法違反
■ 違反なし



(2) 改善基準違反



■ 改善基準違反
■ 違反なし

